資金移動業者口座への賃金支払に関する同意書

（使用者名　　　　　　　）殿

私（労働者名　　　　　　　）は資金移動業者口座への賃金支払いについて以下の内容を確認しました。

□使用者から、賃金支払の方法として、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（以下｢指定資金移動業者｣という。）の口座（以下｢指定資金移動業者口座｣という。）のほか、預貯金口座（銀行口座等）又は証券総合口座への賃金支払も併せて選択肢として提示されたこと

□使用者又は使用者から委託を受けた指定資金移動業者から、裏面の留意事項について説明を受け、その内容を確認したこと

その上で、私（労働者名）は、資金移動業者口座への賃金支払いについて以下のとおり選択します。

□私（労働者名）は、以下の事項を確認した上で、指定資金移動業者口座への賃金支払に同意し、その取扱いは、下記のとおりとするよう申し出ます。

□私（労働者名）は、資金移動業者口座への賃金支払いに同意しません。（こちらを選択する場合、以下の記入は不要です）

記

１．指定資金移動業者口座への資金移動を希望する賃金の範囲及びその金額

※指定資金移動業者口座は、資金の受入上限額が100万円以下とされています。希望する賃金の範囲及びその金額は、裏面の留意事項「２．資金移動業者口座の資金」を確認の上設定することが必要です。

ア.定期賃金　　　　　　　　　　　円

イ.賞与　　　　　　　　　　　円

ウ.退職金　　　　　　　　　　　円

２．労働者が指定する指定資金移動業者名、サービスの名称、口座番号（アカウントID）及び名義人（その他口座を特定するために必要な情報があればその事項）

指定資金移動業者名

資金移動サービスの名称

口座番号（アカウントID）

名義人

（その他必要であれば口座を特定するために必要な情報（例：労働者の電話番号等））

３．指定資金移動業者口座への支払開始希望時期 　　　年　　月　　日

４．代替口座として指定する金融機関店舗名並びに預金又は貯金の種類及び口座番号又は指定する証券会社店舗名並びに証券総合口座の口座番号、名義人

※本口座は、指定資金移動業者口座の受入上限額を超えた際に超過相当額の金銭を労働者が受け取る場合、指定資金移動業者の破綻時に保証機関から弁済を受ける場合等に利用が想定されます。

金融機関店舗名又は証券会社店舗名

口座番号

名義人

　　　年　　月　　日

氏名